

平成29年(ワ)第164号、平成30年(ワ)第55号 損害賠償請求事件

原 告 林 修 外163名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(8)

(早川眞一郎名誉教授の意見書に基づく補充主張)

令和3年4月8日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清

同

棚 村 友 博

同

田 中 秀 幸

同

中 嶋 乃 扶 子

同

青 木 翔 太 郎

同

小 谷 健 太 郎

同

川 見 唯 史

同訴訟復代理人弁護士

三 森 健 司

同

堀 口 拓 也

外

目 次

第1 はじめに	4
第2 問題の所在	4
1 前提（弁済の抗弁に関する被告の主張の再確認）	4
2 問題の背景	4
3 問題	5
(1) 問題1	6
ある世帯の世帯主に支払われた財産的損害の賠償 — とりわけ生活再建費用についての賠償 — の状況を、その世帯主及びその世帯の他の構成員の損害賠償請求権 — とりわけ慰謝料請求権 — の判断に際して、考慮すべきか。	6
(2) 問題2	6
ある世帯の世帯主又は他の世帯構成員に対して支払われた慰謝料の状況を、その世帯の構成員（世帯主を含む。）の慰謝料請求権の判断に際して、考慮すべきか。	6
(3) 問題3	6
（問題1・問題2とも関連するが、より一般的に見て）ある世帯の世帯主が受領した損害賠償の状況を、他の世帯構成員の損害賠償請求権の判断に際して、考慮すべきか。	6
第3 結論	6
1 問題1について	6
2 問題2について	7
3 問題3について	8
第4 検討	8
1 検討のための視点	8

(1) 視点①：財産的損害の賠償と精神的損害の賠償（慰謝料）との関係.....	9
(2) 視点②：団体としての家族.....	11
(3) 視点③：訴訟外賠償のプロセスにおける家庭共同体.....	19
2 各問題について	22
(1) 第1の問題（財産的損害賠償の慰謝料請求権への影響）	22
(2) 第2の問題（家庭共同体の慰謝料）	23
(3) 第3の問題（世帯主による損害賠償受領の効果）	24
第5 おわりに	26

第1 はじめに

本準備書面は、早川眞一郎東京大学名誉教授・専修大学教授（以下「早川名誉教授」という。）の意見書（乙B161）に基づいて、被告準備書面（6）「弁済の抗弁について」における被告の主張を補充するものである。

なお、早川名誉教授の意見書を引用する形で新たに主張する部分については、他の部分（非引用部分）と明瞭に区別し得るよう太字処理を施している⁽¹⁾。

第2 問題の所在

1 前提（弁済の抗弁に関する被告の主張の再確認）

被告は、被告準備書面（6）において弁済の抗弁を主張しているところ、具体的な主張としては、「費目間の融通」と「世帯内融通」に分類可能である。

このうち、とりわけ「世帯内融通」について、被告は「原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていること、本件事故により発生した損害賠償請求権は一個の請求権を構成するものであることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が実際の受領額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯内融通は精神的損害・財産的損害の別を問わず、また、本件訴訟の原告であるか否かの別を問わない」と主張している（被告準備書面（6）11頁）。

2 問題の背景

以上を踏まえ、本件訴訟においては次の点を検討する必要がある。すなわち、

(1) なお、乙B161号証（早川名誉教授の意見書）は別件訴訟において作成されたものであるため、引用時には「一審原告ら」という記載を「原告ら」、「東京電力ホールディングス株式会社」又は「東京電力」という記載を「被告」とそれぞれ読み替えた上で引用する。

《損害賠償請求を認めるか否か、また認めた場合に損害賠償額をどのように算定するか》の判断にあたり、原告らに対して既に訴訟外で支払われた賠償（以下「訴訟外賠償」という。）をどのように考慮に入れるべきであるかという点である。そして、この点の検討にあたっては、とくに、本件の次のような特殊性をいかなる形で考慮すべきかが問題となる。すなわち、①訴訟外賠償における財産的損害の賠償の中に、避難地における住居の確保及び住環境の整備のためのもの（以下「生活再建費用」という。）が含まれており、その金額が概して高額であって訴訟外賠償の合計額に占める割合が大きいこと、②生活再建費用の賠償は原則として世帯（家族）単位で計算され具体的には世帯主に対する賠償として支払われていること⁽²⁾、③訴訟外賠償における精神的損害の賠償の中に、避難に伴う生活費増加分の費用に対応するものが含まれていること、④生活再建費用以外のものも含めて、訴訟外賠償は、原則として世帯（家族）単位で計算されて、（世帯の各構成員への賠償も含めて）世帯主に対して支払われていること、という特殊性である。

3 問題

以上の状況を前提として、上記2記載のように世帯単位で弁済された賠償金について、その世帯構成員各人が有する損害賠償請求権への充当はどのように考えられるかという点が問題となる。

これについては、そもそも損害賠償請求権の発生、具体的には被侵害利益を世帯との関係でどのように捉えるかという点と、それを前提として世帯単位でされ

(2) 生活再建費用のうち住居確保損害や不動産等の財物賠償については、不動産等の所有名義人に支払がされている。もっとも、これらも含めて世帯単位で計算され世帯に対して支払われるという実質は変わらないと解され、世帯主と所有名義人が異なる場合も、以下の分析には影響しない。

た弁済金の充当をどのように見るかという点の2つの問題に分けて検討するのが適切であろう。また、前者の問題については、さらに、財産的損害の賠償の名目でなされた支払と精神的損害の賠償の名目でなされた支払とのそれぞれにつき、いわゆる慰謝料の補完的・調整的機能を踏まえて考察する必要がある。

そこで、以下では、次のような問題に分けて考察を行う。

(1) 問題1

ある世帯の世帯主に支払われた財産的損害の賠償 —— とりわけ生活再建費用についての賠償 —— の状況を、その世帯主及びその世帯の他の構成員の損害賠償請求権 —— とりわけ慰謝料請求権 —— の判断に際して、考慮すべきか。

(2) 問題2

ある世帯の世帯主又は他の世帯構成員に対して支払われた慰謝料の状況を、その世帯の構成員（世帯主を含む。）の慰謝料請求権の判断に際して、考慮すべきか。

(3) 問題3

（問題1・問題2とも関連するが、より一般的に見て）ある世帯の世帯主が受領した損害賠償の状況を、他の世帯構成員の損害賠償請求権の判断に際して、考慮すべきか。

以下では、まず、上記の問題についての結論をまず示したうえで（第3）、その結論にいたる検討の内容を記すことにする（第4）。

第3 結論

1 問題1について

ある世帯の世帯主に支払われた財産的損害の賠償は、まず、一般的にいって、その世帯（世帯主及び他の構成員）の慰謝料請求権の判断にあたって、慰謝料の補完的・調整的機能に留意しつつ、考慮されなければならない。

そして、とりわけ、世帯主に支払われた生活再建費用に相当する賠償は、本件におけるその世帯の損害賠償請求権の判断に際して、次のような意味で考慮されなければならない。

第1に、その世帯主自身の慰謝料の算定に際して、その精神的損害のうち事故前の平穏な生活を喪失したことによる損害及びそれに準ずる損害（以下「平穏生活利益喪失損害」という。）については、生活再建費用の支払によって、その損害の全部又は一部が補填されていることを考慮すべきである。

また、第2に、その世帯の他の構成員の慰謝料の算定に際しても、その平穏生活利益喪失損害については、世帯主に対して生活再建費用が支払われたことによって、その損害の全部又は一部が実質的に補填され損害が消失又は軽減していることを考慮すべきである。

2 問題2について

ある世帯の世帯主又は他の世帯構成員に対して支払われた慰謝料は、その世帯の構成員（世帯主を含む。）の慰謝料請求権の判断に際して、次のような意味で考慮されなければならない。

すなわち、訴訟外賠償としてその世帯に支払われた慰謝料は、その世帯の個々の構成員に固有の精神的損害に対応することが明らかである部分を除いて、実質的には家庭共同体に支払われた慰謝料であると考えるのが、それによって贖われる損害の実態にも合致し、関係当事者の合理的な意思にも沿う。したがって、あらためて個々の構成員毎に慰謝料を算定し直した場合に、その世帯構成員の慰謝料の合計額がその世帯が既に受領した慰謝料合計額の範囲内に収まるのであれば、仮に個々の構成員毎の計算上は不足がある者がいるとしても、その世帯が受領した慰謝料の家庭共同体内部における具体的な配分・使途の問題として処理すべきであり、その構成員についての計算上の不足分は、他の構成員に対して支払われた慰謝料の計算上の余剰分によって補填されていると考えるべきである。

3 問題3について

本件での損害賠償について、問題1・問題2以外の点も視野に入れてより一般的に見たときに、世帯主が訴訟外賠償として損害賠償を受領したことは、その世帯の他の構成員の損害賠償請求権の判断に際して、次のような意味で考慮すべきである。

まず、世帯主は世帯構成員を代表する地位にあることを踏まえれば、世帯主が訴訟外賠償を受領したことが、世帯構成員につき法的効果を持つのは当然である。本件では、さらに、訴訟外賠償の多くの部分が、財産的損害についても精神的損害についても、実質的には家庭共同体に対する賠償であることに留意すべきである。すなわち、問題2に関し慰謝料について述べたことが、財産的損害についても当てはまる。また、世帯主は、世帯構成員から各構成員の損害賠償の請求と弁済金の受領の代理権も付与されているため、家庭共同体に対する賠償の性格をもたない弁済部分があるとしても、当該代理権により世帯主が他の世帯構成員のために行った損害請求と弁済受領は、他の世帯構成員に対する効果をもつ。したがって、財産的損害及び精神的損害の双方を通して、個々の構成員毎に賠償額を算定し直した場合に、その世帯構成員の賠償額の合計がその世帯が既に受領した賠償の合計額の範囲内に収まるのであれば、仮に個々の構成員毎の計算上は不足がある者がいるとしても、その世帯が受領した賠償の家庭共同体内部における具体的な配分・使途の問題として処理すべきであり、その構成員についての計算上の不足分は、他の構成員に宛てて支払われた賠償の計算上の余剰分によって補填されていると考えるべきである。

第4 検討

1 検討のための視点

検討のための視点として取りあげるのは、①財産的損害の賠償と精神的損害の賠償（慰謝料）との関係、②団体としての家族、及び③訴訟外賠償のプロセスにおける家庭共同体、の3点である。

(1) 視点①：財産的損害の賠償と精神的損害の賠償（慰謝料）との関係

慰謝料額の算定が基本的に裁判所の裁量によること、そして慰謝料に不法行為の損害賠償に関する補完的・調整的機能があること——すなわち、財産的損害の立証が困難であるときなど、財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場合に、慰謝料という形での賠償を認め又は増額することによって十分な賠償を実現するという手法がとられていること——は、いずれも広く認められている⁽³⁾。判例上も、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は「ここで留意をするのは、上告人らによる本訴請求は慰謝料を対象とするものであるが、物質的損害の賠償は別途請求するというのではなく、かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣言し、上告人ら自身これに拘束されているのが本件であることである。したがって、上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求権の留保のないこと」を慰謝料額の認定にあたって考慮すべき重要な考慮要素として位置づけ、慰謝料の認定における裁判所の裁量には社会通念により相当と容認し得る範囲にとどまるという限界があることを示すとともに、慰謝料認定にあたり、財産上の請求権の有無を考慮しないことが裁量違反となることを判示している。なお、この平成6年最判の事案においては、財産的損害の賠償がゼロであることを考慮すると慰謝料額が低すぎるという方向での裁量権の逸脱が問題とされたの

(3) 崎田充見編『新注釈民法(15)債権(8)』(有斐閣、2017年)880頁【崎田】等参照。

であるが、この最高裁判決の論理は、慰謝料額の認定に際しては財産的損害の賠償の状況を考慮すべきであり、その認定にあたっての裁量は社会通念上相当な範囲を逸脱してはならないというものであって、事案とは逆の方向すなわち財産的損害賠償の金額を考慮すると慰謝料額が高すぎるという方向での裁量権の逸脱をも禁じているものと解される。

このように、慰謝料額の算定に際して、一般的な意味で、同一の不法行為に基づく財産的損害の賠償の状況が考慮されるべきことは明らかである。

さらに、その際に、慰謝料の対象となる精神的損害の具体的な内容に応じて、特定の財産的損害賠償の状況がより強く考慮されるべきことも、物事の性質に照らして、当然に認められる。たとえば、交通事故の損害賠償における外貌醜状痕の取扱いにその例が見られる。交通事故の被害者に外貌醜状痕の後遺症が残った場合に、その後遺症による逸失利益の賠償は認めない代わりに、慰謝料を増額するという調整を行う裁判例は多い⁽⁴⁾。そのこと自体も、財産的損害（逸失利益）

(4) 日弁連交通事故相談センター研究研修委員会編『交通事故損害額算定基準（27訂版）』（2020年）163-166頁に掲記の裁判例として、横浜地判平成26年9月12日交民47巻5号1152頁（事故時39歳の歯科衛生士の女性の右頬部及び唇右上の線状痕及び瘢痕（外貌醜状7級12号）について、格別の事情がない限り労働能力は喪失しないとしつつも、周囲の視線が気になったり対人関係や対外活動に消極的になったりして間接的に労働に影響を及ぼし得るとして、1200万円の慰謝料を認定した。）、大阪地判平成8年12月12日交民29巻6号1787頁（事故時7歳の女児の顔面の醜状瘢痕（外貌醜状12級14号）について、将来の就労等に悪影響を及ぼすと確定的に認定できないとして逸失利益を否定しつつも、後遺障害慰謝料の算定において考慮するとして400万円の慰謝料を認定した。）、大阪地判平成28年7月8日交民49巻4号859頁（症状固定時43歳の男性会社員（営業課長）の顔面の瘢痕（外貌醜状9級16号）につき、逸失利益を否定したが、日常的に露出されることによる精神的苦痛は大き

と精神的損害とが一般的な意味で影響し合うことを示しているが、さらに、外貌醜状痕を手術等によって改善するための費用（それ自体は財産的損害となる。）を賠償対象とする場合には、外貌醜状痕による慰謝料（の増額部分）はそれに応じて減額されるはずであることも留意すべきであろう。これは、特定の財産的損害賠償の支払によって、それと密接に関連する特定の精神的損害が減少することになり、その結果慰謝料の必要性が減ずるという、いわば当然の現象である。

以上のように、ある不法行為によって財産的損害と精神的損害の双方が生じている場合に、慰謝料（精神的損害の賠償）の決定に際しては、まず一般的に、財産的損害の賠償も含めた損害賠償の全体を考慮に入れたうえで、慰謝料の裁量的性質及び補完的・調整的機能を踏まえて判断する必要があり、次に、その精神的損害と密接な関係を持つ特定の財産的損害の賠償の状況を特に考慮に入れる必要がある。

（2）視点②：団体としての家族

本書面で主張をしている問題全体を貫く重要なポイントとして、民事法（とくに財産法・民事責任法）において「団体としての家族」をどのように位置づけるかという視点がある。1947年 の民法（第4編親族・第5編相続）大改正によって家制度が廃止されたため、それまでのようないきもの（家團論）がもは

いとして、後遺障害慰謝料 740万円を認めた。）等が存在する。なお、東京地方裁判所民事第27部（交通部）の裁判官による講演記録である、綿貫義昌「外貌醜状に関する逸失利益、慰謝料をめぐる諸問題」日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償算定基準・下巻（講演録編）（第49版）』47頁（2020年）も、外貌醜状に関する裁判例を詳細に検討したうえで、「労働能力への直接的な影響が認め難く逸失利益が認められない場合に、…〔中略〕…後遺障害慰謝料の増額を認める事例が、少なからずあります。」（53頁）と述べる。

や取りえないことは当然である。しかしながら、家族が社会生活・経済生活の最も重要なユニットのひとつであることは現在でも変わらないので、家族法・相続法の分野に限らず、財産法・民事責任法等の他の民事法分野——さらには行政法等の公法分野——においても、家族については特別の法的取扱いが見られる。

本件事案において問われるのは、ひとつの家族の全員が同じ不法行為による被害者となった場合に、各自が有する損害賠償請求権を、加害者との関係において、どこまで・どのように束ねて取り扱うのが適切かという問題である。より抽象的にいえば、ひとつの家族という団体及びそのメンバーと第三者との間の主として財産法的な関係をどのように構築するかという問題である。

これについては、理論上は、一方の極にいわば極端な家団論があり、他方の極にいわば極端な家族解体論がある。すなわち、極端な家団論は、第三者（社会）との関係においては、家族という団体のみに法主体性を認め、家族メンバーは家族という団体の構成員として内部的にのみ意味をもつとする。そこでは、家族の代表者（家長、世帯主等）がちょうど会社の代表取締役のように対第三者関係をすべて取り仕切り、家族内部において財の配分その他の運営を行うことになり、代表者以外の家族メンバーは第三者（社会）との財産法的な関係は持たない。他方の、極端な家族解体論は、家族メンバーがたまたま生活を共にしているだけであって、家族という団体には対社会的な財産法的な意味がないものと考える。このように考えれば、家族メンバーの各自が、それぞれ、第三者との財産法的な関係を持ち、家族メンバー間の事情はその対第三者関係には何らの影響をも及ぼさないことになる。

日本の現在の実定法は、もちろん、この両極端のいずれをも採っていない。極端な家団論が採用できないことは、日本国憲法や 1947 年改正後の民法を引き合いに出すまでもなく明らかであろう（戦前の民法の家制度の下でもこのような極端な家団論が採られていたわけではない。）。他方、極端な家族解体論が採られていないことも明らかであるが、本書面との関係では、この点——すなわち、家

族の団体性が対第三者関係において一定の意味を持たされていること——が重要なので、若干の例を挙げつつ、以下検討する。

第1に、民法の立法及び解釈（判例等）において家族の団体性を認める（又は示唆する）ものをいくつか挙げることができる。

まず、民法755条以下の夫婦財産制が、夫婦であること（夫婦が家族の最も中核的な単位であることはいうまでもない。）を理由として、社会（第三者）との財産法的関係における特別の扱いを導入している。たとえば、民法761条は日常家事債務について夫婦の連帯責任を定めるが、これは、まさに対第三者関係において家族の団体性を認める一例である。夫婦財産制を定める節のその他の規定にも、夫婦内部の財産法的関係を第三者に対してどこまで主張・対抗できるかという視点が通底している。夫婦財産制という制度は、夫婦（家族）の財産法的な団体性と、夫婦各自の互いに独立した個人的な財産法的地位との緊張関係をどのように調整するかを定めるものであるが、もし仮に夫婦の財産法的な団体性を全く認めないのであれば、そもそもこのような制度は不要であるはずである。したがって、夫婦財産制という制度が導入されていること自体が、民法が、夫婦（家族）の財産法的な団体性をひとつの前提として認めていることを示している。

また、民法762条の定める法定夫婦財産制は、夫婦別産制を原則としているが（同条1項）、夫婦の財産関係の規律の全体像を見るためには、婚姻の解消時に夫婦の財産関係を規律する規範をも視野に入れて検討する必要がある。すなわち、離婚時の財産分与（民法768条）、一方の死亡時の配偶者相続権（民法890条・900条）をあわせて考えれば、民法の定める夫婦の財産関係は、婚姻継続中は別産制であるが婚姻解消時には夫婦財産が共有であるかのような清算がなさ

れるのであって、潜在的な共有制をとっているとみることも可能である⁽⁵⁾。

次に、家族内部において、メンバー間にいわば経済共同体としての関係が認められることを示唆する民法の規定も多い。たとえば、上記の夫婦財産制の中の婚姻費用分担（民法 760 条）のほか、夫婦の協力・扶助義務（同 752 条）、一定の親族間の扶助義務（同 730 条）・扶養義務（同 877 条）は、家族（同 730 条・877 条の義務者の範囲は核家族より広いが）のメンバー間では、各メンバーはその資力等に応じて自分の財産を用いて他のメンバーの生活を支えるべきことを規定している。これは、いいかえれば、第三者から家族のあるメンバーに与えられた財がその者のためだけではなく家族内の他のメンバーの利益のためにも用いられるることを意味する。子に対する親権者の監護・教育義務（民法 820 条）は、監護・教育のコストの視点から見れば、親（親権者）と子の経済的一体性を示すものにほかならない。また、相続（民法 882 条以下）という制度自体も、家族が経済共同体としての性質を有することのひとつの現れであると見ることができる。実際、第三者から家族のあるメンバーに与えられた財は、費消される前にその者が死亡すれば、通常は家族内の他のメンバーに受け継がれことになる。さらに、離婚に際して財産分与等の離婚給付が認められるが（民法 768 条）、このことは、

(5) このように論じる学説として、大村敦志『家族法（第3版）』（有斐閣、2010年）61頁。また、民法 762 条の解釈自体として、共有的な要素を強く認めようとする見解も、かねてより有力に存在する。その代表的な見解は、我妻栄『法律学全集 23 親族法』（有斐閣、1961年）102-103 頁に見られる。我妻博士は、ここで、夫婦の財産を①名実とともに夫婦それぞれ所有のもの、②名実ともに夫婦の共有に属するもの、③名義は夫婦の一方に帰属するが実質的には共有に属すべきものに分類し、①は婚姻前から各自が所有したもの、婚姻中に一方が第三者を相続して取得したもの、それらの財産からの収益などが該当するとしており（102 頁）、我妻説によれば、純然たる夫婦別産の対象はかなり限定的になる。

婚姻中に夫婦の一方が自らの名で取得した財産の一部が潜在的・実質的には他方の財産とされることを意味し、家族の経済共同体性を示唆している。なお、民法以外にも家族の経済共同体としての関係を前提とする立法はあり、たとえば、生活保護法は、民法の定める親族間扶養が生活保護に優先して行われるべきこと（生活保護法 4 条 2 項）、生活保護は世帯を単位としてその要否・程度を定めるのが原則であること（同法 10 条）を定めている。

さらに、判例によって認められてきている民法の解釈のなかにも、対第三者関係において、家族メンバー間の経済的・社会的一体性を重視すると考えられるものが散見される。

たとえば、不法行為の過失相殺（民法 722 条 2 項）に関する判例には、いわゆる「被害者側の過失」を認めたものがあるが⁽⁶⁾、これは、実質的には、家族（夫婦やその間の未成熟子）が経済的・社会的に一体であること（「財布はひとつ」）をひとつの重要な考慮要素とした処理であると理解することが可能である⁽⁷⁾。す

(6) 最判昭和 44 年 2 月 28 日民集 23 卷 2 号 525 頁、最判昭和 51 年 3 月 25 日民集 30 卷 2 号 160 頁等。

(7) この「財布はひとつ」論の萌芽は、我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937 年）211 頁に見ることができる。我妻博士は、ここで、被害者個人の賠償請求権でもその結果は事実上家族団体又はその統率者の利益に帰するのが常であるという点を指摘して、そこから「被害者側の過失」という概念を提唱している。我妻博士のこの見解が戦前の民法の下でのものであったことには注意を要するが、このようにして提唱された「被害者側の過失」という考え方が戦後に継承され発展したことは、家制度の廃止にもかかわらず、家族の経済的一体性という実質自体がある意味で不变であることを示唆するともいえよう。

なお、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下）』（青林書院、1985 年）632 頁は、被害者本人と被害者側の者との間の「財布の同一性」が過失相殺の根拠となる旨を述べ、ま

なわち、最判昭和 51 年 3 月 25 日民集 30 卷 2 号 160 頁は、夫の運転する自動車に同乗していて加害者の自動車との交通事故に遭った妻から加害者への損害賠償請求に関して、「被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失」（夫の過失）を「被害者側の過失」として過失相殺を認めたが、ひとつの家族のメンバーは、相互に、まさにこの《身分上、生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者》である。他方、最判昭和 42 年 6 月 27 日民集 21 卷 6 号 1507 頁は、被害者である幼児を引率していた保育園の保育士の過失については、「被害者側の過失とは、…〔中略〕…被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者の過失をいうものと解するを相当とし、所論のように両親より幼児の監護を委託された者の被用者のような被害者と一体をなすとみられない者の過失はこれに含まれないと解すべきである。」と述べ、被害者側の過失とすることを否定した。この 2 件の最高裁判決を対比すれば、「被害者側の過失」の判例が、家族を相互に《身分上、生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者》すなわち経済的・社会的に一体のものとしてとらえる傾向を有することを見てとれるであろう。

また、取引法の分野であるが、不動産の二重譲渡において背信的悪意を認定する判例の中には、家族内で生じた事柄を家族外の第三者に対しては対抗・主張できないという視点から説明できるものが少なからず存在し⁽⁸⁾、これは、少なく

た、四宮がそこで引用する舟本信光『自動車事故民事責任の構造』（日本評論社、1970 年）51 頁も「一つ財布」である経済的利害関係を「被害者側」として考える根拠として挙げている。また、「被害者側の過失」に関する最近の的確な整理としては、窪田充見『不法行為法（第 2 版）』（有斐閣、2018 年）431-433 頁を参照されたい。

(8) 松岡久和「判例における背信的悪意者排除論の実相」林良平先生還暦記念論文集『現代私法学の課題と展望・中』65 頁（有斐閣、1982 年）は、不動産物権変動におけるいわゆる背

とも対第三者関係においては、裁判所が、法の解釈にあたって、家族を経済的・社会的に一体のものとしてとらえる傾向があることを示している。

第2に、やや角度を変えて、住居をめぐって、家族の団体性が問題となる場面に目を向けてみよう。本件では、それまで住んでいた住居を離れて避難したこと、すなわち住居の喪失にともなう損害賠償が主として問題となっているため、住居をめぐる家族の団体性がどのように扱われてきているかが参考になるであろうからである。

住居（居住用建物）に関する、民法及びその関連法（借地借家法等）とその解釈・適用においては、いくつかの場面で、家族を経済的・社会的に一体のものとしてとらえる傾向を見ることができる。

たとえば、「借家権の相続」として論じられている問題、すなわち借家の借主が死亡した場合にその家の賃借権をどのように取り扱うか（その家に同居していた家族の居住をどのように保護するか）という問題についての有力な学説として、この点を「家団」によって説明する説がある⁽⁹⁾。この説を唱えた星野英一教

信的悪意者をめぐる判例を詳細に検討した結果、二重譲渡の第二譲受人が背信的悪意者であると認定される事例のひとつの典型として、第二譲受人が譲渡人と親族関係（相続関係のある親族関係）にある場合があること、そして、その場合には、第二譲受人の「悪意の認定は一般に著しく緩やかであり、なかには、丙〔第二譲受人〕が善意であることをほぼ認めている判決〔引用略〕すらある。」（118-119頁）ことを、指摘している。これは、家族内部での譲渡は、登記をしても、家族外の第三者には対抗・主張できない場合が多いということ、いいかえれば、第三者との関係において、家族を経済的・社会的に一体のものととらえる傾向があることを示しているといえよう。

(9) 星野英一『借地・借家法』（有斐閣、1969年）592-597頁。

授は、借家権がそもそもはじめから「家団」（ないし「家庭共同体」⁽¹⁰⁾）に帰属していたのだと考えることによって、借主の死亡後も、同居家族が引き続きその借家に住み続けることを認めるという妥当な結論を導くことができるとする。同教授は、このような家団説に対するいくつかの批判に対して詳細な反論をしつつ、「家庭共同体にこれらの権利義務〔賃借人の権利義務〕が帰属し、同居家族は共同体の一員として権利内容を享受し義務内容を実現する」⁽¹¹⁾というのが、実体に近い説明であるとし、「家主も、契約名義人個人に貸すというより、それを代表者（法律的な意味ではなく、常識的な意味で）とする生活共同体に貸すつもりなのではあるまいか。」⁽¹²⁾と述べる。借家権の相続という問題自体は、かつての逼迫した住宅事情が解消されたことなどもあって現在ではそれほど熱心に論じられないが、有力な民法学者によって、戦後の民法の下において、家団説（ないし家庭共同体説）が詳細に論じられ提唱されたことは、居住用の家をめぐる法律関係の解釈論において家族の団体性を正面から認めることも十分ありうることを、示唆している。

また、賃借人が賃貸人の承諾を得ずに賃借権を譲渡し又は賃借物を転貸することを禁じる民法 612 条に関しては、いわゆる信頼関係破壊理論の判例法理が展開されてきたが、この理論によって無断譲渡・無断転貸にもかかわらず解除を認めなかつた裁判例には、譲渡や転貸が家族間で行われたという事案が少なくない。たとえば、最判昭和 39 年 6 月 30 日民集 18 巻 5 号 991 頁は、内縁の夫婦間での

(10) 星野教授は、「家団」とともに、同じ実体を指す用語として、「家庭共同体」という用語も用いており、むしろこちらの方がかつての家制度を想起させないので良いかもしれないという趣旨を述べている。星野・前掲注（8）593 頁。

(11) 星野・前掲注（8）595 頁。

(12) 星野・前掲注（8）595 頁。

借地権の無断譲渡の事案⁽¹³⁾について、「賃貸人である上告人も、被上告人が本件建物にA（被上告人の内縁の夫）と同棲して事実上の夫婦として生活していたことを了知していた」ことを指摘したうえで、「このような場合は、法律上借地権の譲渡があったにせよ、事実上は従来の借地関係の継続であって、右借地権の譲渡をもって土地賃貸人との間の信頼関係を破壊するものとはいえない」と判示する。また、最判昭和40年6月18日民集19巻4号976頁は、被上告人が賃借する土地の上に被上告人の夫と息子が建物を所有し、その建物に一家が居住してきたという事案において、「所論は、被上告人がA〔夫〕およびB〔息子〕をして本件宅地上に建物の建築を許した以上、右建物の敷地部分に関する限り、被上告人は本件宅地を同人等に無断転貸したものといわざるをえないというけれども、かりに所論のとおりであるとしても、以上の事実関係の下においては、賃貸人である上告人の承諾がなくても上告人との間の賃貸借契約上の信頼関係を破壊するに足らない特段の事情があるものというべきである。」と判示する。これらの裁判例には、家族の生活の場である住居については、その法的な権利の名義人が家族の誰であるかにかかわらず、家族構成員全員を一体として扱う上記の家団説・家庭共同体説と相通ずる思考を見てとることができよう。

以上のように、住居をめぐる法的関係においては、そこに居住する家族の団体性が強調されることが多い。これは、家族にとって住居がまさに家族として存在するのに不可欠な共同生活の場であることに鑑みれば、ある意味で当然のことであろう。

（3）視点③：訴訟外賠償のプロセスにおける家庭共同体

被告から原告らに対する訴訟外賠償のプロセスにおいては、基本的に世帯単位

(13) より正確には、借地をして建物を所有していた内縁の夫が死亡した後に、その相続人から内縁の妻が建物と借地権を譲り受けた事案である。

で請求と弁済が行われてきた。すなわち、一連の手続においては原則として、世帯主が世帯全員についての賠償を請求し、被告は世帯主に対してその世帯全員分の賠償額を弁済している。請求と弁済金の受領について世帯主が世帯の他の構成員の代理権を有していることを踏まえれば⁽¹⁴⁾、被告と世帯主との間での合意及び世帯主への賠償金の支払が、世帯の他の構成員に対して法的効果を有するのは当然のことである。

そこからさらに進んで、世帯単位で支払われた賠償金のなかに、世帯という家庭共同体に対する賠償としての性格を持つものを認めることができるかが問題となる。この点で、本件での訴訟外賠償は、法技術的・形式的には各個人への賠償という形をとっているが、そのなかには、本件で問題となる被害の特殊性のゆえに、実質的には家庭共同体に対する賠償としての性格を持つものが多いと考えられる。すなわち、財産的損害の賠償のうち、その大きな部分を占める生活再建費用の賠償は、その住居・家財など家族全員の共同生活の基礎となる財の整備のためのものであり、実質的には家庭共同体に向けられたものである。また、精神的損害の賠償のなかには、個々の構成員の固有の事情・状況に即した損害がある一方で、元の住居を離れて避難先で家庭生活を送らざるを得なかったという本件に特有の被害に照らせば、多かれ少なかれ家族全員（すなわち家庭共同体）によって実質的に共有される損害も大きかったはずである。すなわち、本件事故による被害は、本件事故発生時に居住していた住居での生活の継続が困難になり、元の住居で共に生活していた世帯構成員全員が元の住居を離れる強制を強いられるというものであり、その被害はその住居において平穏な生活を共にしていた世帯構成員全員に共通して発生したのであるから、そのような損害は家族全員によ

(14) 東京電力に対して訴訟外賠償の請求がされる場合は、各世帯構成員から請求、金額の合意及び受領に関する一切の権限を世帯主に委任する旨を記した「委任書」が東京電力に提出されている。

って実質的に共有されていたというべきである。そしてその共有される損害を賠うための賠償も実質的には家族全員に共通する慰謝の機能を持つものといえる。なお、訴訟外賠償において慰謝料として支払われたもののなかには、いわゆる生活費増加分を補うためのものが含まれているが、とりわけこの部分は、「ひとつの大財布」で暮らす家庭共同体に向けた賠償としての性格を強く有するものであることを付言する。ちなみに、民法の中に、家族の大財布がひとつであることを象徴するさまざまな制度——扶助義務（民法730条）、日常家事債務（同761条）、財産分与（同768条）、監護義務（同820条）、相続制度（同822条以下）、扶養義務（同877条）等——が見られることは、上記の視点②でも触れたとおりである。

そしてこのように、訴訟外賠償のうち、家庭共同体としての損害とそれに対する賠償という客観的な特質を有する多くの部分については、賠償プロセスに関与した関係当事者（支払をした被告のみならず、支払を受領した世帯主及びその世帯の構成員も）は、賠償額の算定自体は一人あたりいくらというように個人単位の積み上げ方式でなされていたとしても、これが実質的に世帯単位での賠償であると考えていたとするのが合理的な意思解釈であろう。

このように、訴訟外賠償については、その賠償された損害の特質に鑑み、またその賠償のプロセスに関与した関係当事者の意思に照らして、そのかなりの部分が、実質的に家庭共同体に向けられた賠償であったと考えられ、世帯主が家庭共同体を代表して弁済を受領しているものと見ることができる。

なお、本件事故に関して既に下された判決のなかに、以上のような考え方と基本的に同じ立場を採り、同一世帯は家計を共通にするので実質的には世帯単位の賠償と捉えることができるとして、世帯構成員間の弁済の融通を認める判断をし

ているものが複数あることを付言する⁽¹⁵⁾。

2 各問題について

(1) 第1の問題（財産的損害賠償の慰謝料請求権への影響）

本件事案を、上記の視点①（財産的損害の賠償と精神的損害の賠償（慰謝料）との関係）から見てみると、次のようにいいうことができる。

まず、一般的な意味で、慰謝料の補完的・調整的機能の故に、本件でも、財産的損害賠償を含めたトータルな損害賠償の状況を、慰謝料の決定に際して考慮すべきことは当然である。

(15) 福岡地判令和2年6月24日（平成26年（ワ）第2721号，同第2734号，平成27年（ワ）第728号，同第3915号，平成28年（ワ）第825号損害賠償請求事件）は、自主的避難等対象区域の居住者であった原告番号13を世帯主とする世帯の構成員である原告番号14について、財産的損害の賠償（追加的費用）に関して14万円の超過分が生じたところ、「同一世帯では原則として家計を共通にすることから、名目上は原告番号14に対する支払であつても、実質的には、原告番号13らの世帯単位の財産的損害に係る賠償とみることができる。そして、原告番号13らの世帯においては、世帯としての財産的損害は、原告番号13が代表して請求していることから、上記14万円については、原告番号13が請求している財産的損害に充当することができるというべきである。」（同判決258頁）と説示する。また、千葉地判平成31年3月14日（平成27年（ワ）第1144号福島第一原発事故損害賠償請求事件）は、「被告東電の子供に対する既払金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、充當に際し、同一世帯内では、名目上うち一人の原告に対する既払金であつても、世帯の構成員全員の損害にてん補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充當することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする。）。（判決371頁）と説示する。

さらに、慰謝料の対象となる平穏生活利益の喪失という精神的損害については、次の点に留意する必要がある。すなわち、財産的損害賠償として支払われた金員のうち、生活再建費用は、平穏生活利益の回復に向けられた賠償であるから、視点①に記した外貌醜状痕改善費用の賠償と同様、それと密接に関連する精神的損害の程度を減ずるものであり、慰謝料額の算定においてこのことが十分に考慮に入れられなければならない。このことは、ある世帯の世帯主に対して生活再建費用が支払われた場合に、その世帯主自身の慰謝料算定についてまずは当てはまるが、しかし、それにとどまらず、その世帯の他の構成員の慰謝料算定に際しても当てはまる。なぜなら、生活再建費用の賠償は、住居を確保し生活環境を整備することによって平穏生活利益を回復することに向けられたものであるが、そのような住居の確保・生活環境の整備は、通常、世帯（家族）をひとまとまりとして実現されるのであって、そのことによって平穏生活利益の喪失という精神的損害が軽減・消失することは、支払の直接の名宛人である世帯主だけではなくその他の世帯構成員についても同様に生じる現象だからである。この点は、上記の視点②（団体としての家族）及び視点③（訴訟外賠償のプロセスにおける家庭共同体）に照らしても、肯けるところであろう。

（2）第2の問題（家庭共同体の慰謝料）

上記の視点③（訴訟外賠償のプロセスにおける家庭共同体）に示したように、訴訟外賠償として世帯主が受領した慰謝料は、その世帯の個々の構成員に固有の精神的損害に対応することが明らかである部分を除いて、その多くが実質的には家庭共同体に支払われた慰謝料であると考えるのが、それによって贖われる損害の実態にも合致し、関係当事者の合理的な意思にも沿い、また上記の視点②（団体としての家族）にも適合的である。また、視点②に関する検討において指摘したように、夫婦財産の規律という観点から見れば、名目上ないし計算上夫又は妻に支払われた慰謝料は、すくなくとも潜在的・実質的には夫婦の共有財産と見ることが可能であるので、その点からも、経済的実質においては、夫婦ないし家庭

共同体に対して支払われたものであることが裏付けられる。

このことは、仮に、あらためて個々の構成員毎に慰謝料を算定し直して、訴訟外賠償として既に支払われた慰謝料の過不足を判断しようとするのであれば、十分考慮に入れられなければならない。すなわち、そのようにして算定し直した世帯構成員の慰謝料の合計額が、その世帯が既に受領した慰謝料合計額の範囲内に収まるのであれば、個々の構成員毎の計算上は不足がある者がいるとしても、その不足分の慰謝料をさらに請求できると考えるのは、上記の3つの視点（視点①～視点③）からの検討結果に鑑みれば、合理的ではない。すなわち、視点①からは、慰謝料（精神的損害の賠償）の決定に際して、財産的損害の賠償も含めた損害賠償の全体を考慮に入れ、慰謝料の裁量的性質及び補完的・調整的機能を踏まえて判断する必要があり、また、その精神的損害と密接な関係を持つ特定の財産的損害の賠償の状況を特に考慮に入れる必要があること、視点②からは、生計を一にする世帯について、実定法上も家庭共同体として経済的に一体的な関係が認められること、視点③からは、訴訟外賠償のプロセスにおいても世帯単位で請求及び弁済がされていると見られること、がそれぞれ明らかである。これらの事情に照らせば、ある世帯が既に受領した慰謝料の全体（合計額）を前提として、その受領の後は、その世帯内部における具体的な配分・使途の問題として処理すべきであり、いいかえれば、世帯構成員の慰謝料の合計額が、その世帯が既に受領した慰謝料合計額の範囲内に収まるのであれば、ある構成員についての計算上の不足分は、他の構成員に対して支払われた慰謝料の計算上の余剰分によって補填されていると考えるべきである。なお、上記の視点③においても言及したように、訴訟外賠償のプロセスにおいては、世帯主が世帯を代表して請求と受領を行うとともに、請求と受領に関して世帯構成員の代理権をも有している。したがって、世帯主は、世帯構成員の有する慰謝料債権についての受領権を有しており、世帯主への支払が世帯構成員への弁済の効果を有することを、念のために付言する。

（3）第3の問題（世帯主による損害賠償受領の効果）

世帯主が世帯構成員を代表する地位にあることを踏まえれば、世帯主による訴訟外賠償の受領が世帯構成員につき法的効果を持つのは当然である。しかし、本件では、それにとどまらず、上記の第2の問題に関して慰謝料について述べたのと同様のことが、財産的損害の賠償も含めて、広く当てはまると考えられる。

すなわち、訴訟外賠償の多くの部分が、財産的損害についても精神的損害についても、実質的には家庭共同体に対する賠償であるといえる。まず、財産的損害については、既に第1の問題に関して記したように、その賠償の大きな部分を占める生活再建費用が、世帯（家庭共同体）をひとまとまりにして回復されるべき損害（平穀生活利益喪失損害）の回復に向けられているというべきである。さらに、この点に関しては、視点②に記したように、家族のメンバーのひとり（世帯主等）が取得した財は、夫婦財産制・相続・離婚給付等の仕組みを通じて、潜在的には家族の他のメンバーの財となっていることにも留意すべきであろう。また、精神的損害の賠償についても、第2の問題に関して記したとおり、その多くが実質的に家庭共同体に対してなされていると見られる。そして、このような物事の実質に即した理解が、訴訟外賠償のプロセスにおける関係当事者の意思の解釈としても合理的であることは、視点③に記したとおりである。

また、上記1（3）で述べたとおり、世帯主は、世帯構成員から各構成員の損害賠償の請求と弁済金の受領の代理権も付与されているため、家庭共同体に対する賠償の性格をもたない弁済部分があるとしても、当該代理権により世帯主が他の世帯構成員のために行った損害請求と弁済受領は、他の世帯構成員に対する効果をもつものである。

したがって、財産的損害・精神的損害の双方を視野に入れた場合にも、個々の構成員毎に賠償額を算定し直した場合に、その世帯構成員の賠償額の合計がその世帯が既に受領した賠償の合計額の範囲内に収まるのであれば、仮に個々の構成員毎の計算上は不足がある者がいるとしても、その世帯が受領した賠償の家庭共同体内部における具体的な配分・使途の問題として処理すべきであり、その構成員についての計算上の不足分は、他の構成員に宛てて支払われた賠償の計算上の

余剰分によって補填されていると考えるべきである。

なお、上記の第2の問題の検討において慰謝料について述べたことと重複するが、訴訟外賠償のプロセスにおいては、世帯主が世帯を代表して請求と弁済金の受領を行うとともに世帯構成員の代理権をも有しているため、世帯主は、世帯構成員の有する損害賠償債権（財産的損害についても精神的損害についても）についての受領権を有しており、世帯主への支払が世帯構成員への弁済の効果を有することを付言する。

第5 おわりに

以上に見たように、本件のようなタイプの不法行為事案においては、各家庭共同体（世帯）をひとつの重要な賠償の単位とするのが適切である。

家族のメンバー全員が、同一の不法行為によって、同様の事実経過をたどって全員に共通する損害を受け、そして、加害者からの一定の賠償によって同様の経緯を経て共通の損害回復を達成した（あるいは達成するであろう）という場合には、家族全員がまさに一体として、損害を受け賠償によってその損害から回復する過程を共にしている。このように、家族全員が、同一の不法行為によって共通の損害を受け、世帯主を代表者として共同で賠償請求を行い、賠償によって共通の損害回復を図るような場合には、賠償そのものも実質的には家族のメンバー毎に細分化せずに全員に共通のものとして行うのが、事柄の性質に照らして合理的であり、被害者及び加害者の意思にも合致している。いいかえれば、同一の不法行為によってある世帯に属する家族全員が損害を被った場合に、世帯主がその世帯を代表して請求を行い、損害賠償を受領したときには、原則として被害及びその回復がその世帯の全員に共通のものとしての性質を有するものと考え、そのよ

うなものとして扱うのが適切である⁽¹⁶⁾。

本件で問題となる典型的な事案、すなわち、本件事故によって家族全員が避難して従前の住居環境を失うことになって平穏に生活する利益を侵害され、世帯主が世帯を代表して請求し受領した損害賠償によって新住居の確保と新生活の再建がされるという事案においては、上記のように世帯単位での損害賠償の計算を原則とすべきである。とりわけ、視点②において指摘したように、家族の共同生活の場である住居に関しては家族の団体性がひときわ強調されうることを考慮すれば、家族を一体として捉え、賠償が形式上家族メンバーの誰宛になされたかを問わずに、実質的には家族の全メンバーにとって損害の回復がなされたものと考えるのが、公正・妥当な解釈であろう。

以上

(16) なお、このように世帯を賠償の実質的な単位とする場合には、世帯構成員がそれによって不利益を受けないように注意する必要がある。注意すべき典型的な場合は、たとえば、世帯主によるドメスティック・バイオレンス (DV) がある場合や、事実上の離婚をしている夫婦の場合などである。このような場合には、世帯単位ではなく個人単位の賠償を考える必要がある。この点に関しては、東京電力が、訴訟外賠償のプロセスにおいて、このような場合に対処するための手続を用意していたこと、及び、DVや事実上の離婚の場合でなくとも、同一世帯の中で生計を共にしない複数のグループがある場合には、請求者側の選択に応じて、請求を分けることができることとされていたことを付言する（東京電力作成に係る「世帯構成の変更にともなうご案内」と題する資料を参照されたい。）。